

緊急事態基本法の早急な制定を求める意見書

今般の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

一方、主要国においては、憲法に外部からの武力攻撃、テロ、大規模自然災害等を想定した非常事態条項を明記している国もあり、また、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発して、政府主導の下に救援及び復興に対処することとしている国も多い。

しかしながら、日本国憲法には非常事態条項が明記されておらず、平時の体制のまま国家的な緊急事態を乗り切ろうとすると、現場の最前線で活動する自衛隊、警察、消防などの初動態勢において、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取ることから救援活動に様々な支障を来し、その結果更に被害が拡大することとなる。

そのため、緊急事態時に、国が万全の措置を講じる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の権利を一時的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には、民主党、自由民主党及び公明党の3党がこうした法律の成立を図ることで合意したものの、今日まで制定されずにいる。

このような中、昨年来、東日本大震災などの自然災害のほかにも、尖閣諸島海域における中国漁船による海上保安庁の巡視船への衝突事件やロシア政府要人による度重なる北方領土への訪問があり、また、北朝鮮による核ミサイルの脅威も存続するなど、国民の生命及び財産の安全が脅かされており、緊急事態に備えることは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣